

特定間伐等促進計画

愛知県 設楽町

平成21年12月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年第32号法律）第3条第1項の規定により定められた愛知県の基本方針によると、平成20年度から平成24年度にまでの5か年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は24,000ha（年平均4,800ha）の間伐の実施を掲げており、これは平成15年度から平成19年度の実績18,051ha（平均3,610ha）と比較すると大幅な増加となっている。

設楽町の平成15年度から19年度の5年間の間伐実施面積は2,169ha（年平均439ha）（1）であるが、愛知県の基本方針や当町の間伐の実施状況を勘案して、平成21年度から平成24年度までの4年間で、1,606ha（年平均402ha）の間伐を行うことを設楽町特定間伐等促進計画の目標とする。（治山事業を含めた場合は平成21年度から平成24年度までの4年間で、2,107ha（年平均527ha）の間伐予定となる。）

（1）平成15年度から平成19年度までの5年間の間伐実施面積には治山事業を含む。

設楽町特定間伐等促進計画の目標内訳

（単位：ha）

区分	森林所有者等による自力事業	町単独事業		造林補助事業 (注2)	あいち森と緑づくり事業	その他	計	4年平均 [ha/年]
			うち水源 基金事業					
面積		656.32	536.32	138.76	676.00	134.97	1,606.05	402

注1) 特定間伐等促進計画の目標には治山事業の計画を含まない。

注2) 造林補助事業は国による補助事業等であるが、森林の間伐等の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条の規定に基づく交付金の交付を受けようとする事業については含まない。

2 特定間伐等促進計画の区域

愛知県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、設楽町の区域の範囲を別図（ ）のとおり定める。

別図については、産業課で閲覧できます。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐、(2) 造林、(3) その他間伐及び造林に関する事項、(4) 作業路網、(5) その他の施設 の実施計画については別紙のとおり。(6) 事業実施箇所については別添図面のとおり。()

実施計画および事業実施箇所については、産業課で閲覧できます。

4 森林施業受委託や施業実施協定の締結促進等、森林施業の共同化の促進に関すること

設楽町の林家の61.9%は保有面積5ha以下の小規模所有である。森林施業を計画的かつ重点的におこなうために、町、森林組合、森林所有者等、地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行うなどして森林施業の共同化を促進する。また共同化された森林施業を森林組合へ委託することにより、森林組合の執行体制の強化等、事業実施体制の整備を図る。

5 担い手の育成及び確保に関すること

林業労働者に対し技術研修の受講を推進し技術向上を図り、さらには林業従事者の労働時間の短縮等、労働条件の改善と、各種社会保険への加入による福利厚生を図りながら雇用の安定化に努める。

6 間伐事業の合理化に向けた取組みの方向

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るためには機械化が不可欠であることから、生産性の向上や労働強度の軽減及び生産コスト低減を図るために、急傾斜地の多い地形条件に対応した機械化を図るとともに作業路網の整備を進める。